

**「京都市次期クリーンセンター整備事業に係る
工場排ガス影響予測のための大気・気象特別調査業務委託」仕様書**

京都市環境影響評価等に関する条例（以下、「条例」という。）に基づく下表の第1類事業に係る環境影響評価を実施するに当たり、工場排ガスの影響予測を補足するための大気・気象特別調査を、下記のとおり委託するものである。

事業の名称	京都市次期クリーンセンター整備事業
第1類事業の内容	ごみ処理施設（焼却施設及びバイオガス化施設）の設置
規模（処理能力）	焼却施設：280t/日（24時間連続）、バイオガス化施設：未定
事業実施区域	京都市西京区大枝沓掛町26番地他（京都国際文化観光都市計画ごみ処理場4号京都市西部クリーンセンター）（別図参照、以下「計画地」という。）
敷地面積	約87,000m ²
<p>※規模は予定であり確定していない。バイオガス化施設は設置しない可能性がある。 ※計画地は進入道路を經由して国道9号に接続している。 ※昭和46年10月から平成17年3月までの期間は焼却施設（600t/日）として、平成19年10月から令和5年3月までの期間はその他プラスチック製容器包装の選別・圧縮・梱包施設として稼働していた。 ※現在は、選別・圧縮・梱包施設を休止し、資源物として収集したプラスチック類を中間処理業者に引き渡すための中継基地として活用中。 ※事業の範囲に残存する選別・圧縮・梱包施設の解体を含む。</p>	

記

1 総論

(1) 調査の必要性・背景

計画地は「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年5月、全国都市清掃会議発行、厚生省監修、以下、「マニュアル」という。）において定義する「複雑地形」に該当する。マニュアルでは、複雑地形下における大気質に係る調査については入念な実施を求めるとともに、排ガス影響の予測についても、十分な検討を求めている。

過去に実施した本市の東北部クリーンセンター及び北部クリーンセンターの環境影響評価では、立地条件が同様に複雑地形であり、工場排ガスの影響予測を補完するための様々な特別調査を実施してきた。

このため、本件事業においても過去の事例を踏まえるとともに、最新の技術を取り入れつつ同様の特別調査を実施し、計画地及び周辺の大気・気象の状況を立体的に把握するものである。

2 大気・気象特別調査の内容

(1) 上層気象観測

計画地上空の風向・風速及び気温の鉛直分布を把握すること。

(2) 現地拡散実験

マニュアルの付録に示す「トレーサーガス実験」を実施すること。

(3) 風洞実験

マニュアルの付録に示す「風洞実験」を実施すること。

3 調査実施計画の提案

マニュアルに加えて次の資料を参考に、最新の技術・知見を取り入れた大気・気象特別調査の実実施計画を提案すること。また、前述の環境影響評価の図書（京都市東北部清掃工場（仮称）建設事業に係る環境影響評価書、京都市北部クリーンセンター建替え整備事業に係る環境影響評価書）及び令和7年度に実施した「環境影響評価等に向けた予備的調査業務」の成果物の一部（地上気象観測結果、風洞実験設備の情報収集等）を提供するので、参考にすること。

なお、上層気象観測及び現地拡散実験の実施時期については、地上気象の通年観測期間（令和9年12月～令和11年2月の期間内における1年間を想定）に合わせることに。

【資料】

- ・高層気象観測指針（2004年、気象庁）
- ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日最終改訂）
- ・発電所に係る環境影響評価の手引（令和7年2月、経済産業省）
- ・発電用原子炉施設の安全解析における放出源の有効高さを求めるための風洞実験実施基準（2020年3月、一般社団法人日本原子力学会）

4 実施計画の提案に盛り込むべき事項

(1) 上層気象観測

観測方法の概要、観測項目、使用測器、観測高度、観測期間、頻度・回数など

(2) 現地拡散実験

実験の概要、トレーサーガスの種類及び放出方法、実施時期・期間、実験のケース数、風下捕集点のアーク数などの設定方法、獲得すべき気象条件など

(3) 風洞実験

実験の概要、使用する風洞設備、想定する模型の縮率、実験を実施する風向・風速数及びその選定の考え方など

5 留意事項

提案した実施計画を踏まえ、必要に応じて有識者の指導を受けて調査を実施すること。

なお、調査を再委託する場合は、調査業務の全部又は主たる部分を再委託してはならない。業務の一部を再委託しようとする場合には、本市の承諾を受けなければならない。(京都市行財政局管財契約部契約課のホームページの「再委託について (URL : <http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>)」参照。)

6 環境影響評価手続への支援等

本件業務は、別途契約を締結した「京都市次期クリーンセンター整備事業に係る計画段階環境配慮及び環境影響評価業務委託」に基づく環境影響評価を補完する調査である。

このため、上記の委託業者と連携しつつ、条例に基づく方法書や準備書に係る手続(京都市環境影響評価審査会による審査及び事業者説明会等)に際し、説明資料や事業者見解書、設定根拠等の資料集の作成等について技術的側面から支援すること。

7 履行期間

契約の日の翌日から令和12年3月29日まで

8 成果物

調査結果一式(電子データ含む。)

別図：計画地位置図

